

【表紙】

秘笈瀨城故実雜録

四冊之内

磯部氏

【2頁】

多羅地と云々 南^ニ修多^ノ羅^ノ山永福寺^ニ有之

一 御城地往古北条上野前司直元^ノ居城 其後吉見正頼

出城と云 慶長九年四月朔日 輝元公山口より萩江御越

【1頁】

萩古實未定之覚

一 萩と云名昔名阿武郡萩津浦と申事 此名ハ大内

義隆より正判 只今川嶋之指月山善福寺^ニ天文

之 義隆公之御判物萩津浦ニテ壺丁と在之

此寺永享年中翔天和尚^ノ草創也 御城山の麓に

有之 小畑浦永照寺ノ記ニ指月山ヲ四本松
今浦と云所ニ被石寄云々

一 御城山之名指月山と云 是名磐岩^ニ云 又涅槃經云

修多羅教若^ト指月山ノ 此字越用る也 萩の諺云 指月^ニ

*1 善福寺 山号指月山。永享年間創建。川島197に現存。臨濟宗南禪寺派。

*2 翔天和尚 嘉吉元年没。最初石見の安国寺に住したが、隠居後、善福寺を開いた。

*3 磐岩 宋の禅僧・圓悟の編。先人の公案・修行者の研究課題。百題に評語を加えたもの。元代の中頃から禅宗、特に臨濟宗で重視された。十卷。

*4 若 一般若は梵語の音写で、智慧。「阿蘭若」は梵語の音写で閑静な所、寺院。

*5 永福寺 真言宗。山号修多羅山。延喜年中醍醐天皇の皇子逆髪皇子の祈願所として創建。古くは仏法山田覚寺と称し、椿八幡宮の別当寺であった。開山は知覚有快というが詳細不明。当時は天台宗。天正年中

快英玄長が再興し、以後真言宗となった。

*6 北条上野前司直元 『萩藩閥閥録』吉見家譜によると吉見頼行は後醍醐天皇から次の論旨を賜った『今度朝敵高時カ一類、北条上野前司直元近日伯州王発向之由依之使頼行、為被等討手之大将、唯今所被差

向也、早引防長芸石之軍士、可致直元征伐之策者也、論旨如此、仍執達如件ノ元弘三年三月廿四日ノ左少将奉之ノ吉見三河守殿』。文中の「北条上野前司直元」は長門探題北条時直の誤り。吉見頼行

は延慶2年(1309)に没しており、この論旨も後世に作られた偽書とされる

*7 狩野太郎左衛門

*8 糸米 山口市上宇野令糸米。

糸米にて覚星寺邊土居御座候由 其地邊不知 普門寺¹邊
かと云々

大照院様² 御代 三田尻桑ノ山³へ御城替之思召立有之候所
表方御首尾御内證留候様ニ相聞へ 如何敷とて止ニ相成候由

右之節之御熨斗をも御取被成候 桑ノ山上之方を切平ケ 佐波
川を城下屋敷⁴ノ外之通り候様ニ出来申之由 御歛初迄在之候

【3頁】

一 御打入之節明暮常念寺⁵ニ御滞留被成候故 彼寺年始三日迄ハ

仏前にて鳴物打候て勤を仕候事致用捨 尔今右之通
と申事候 此寺今浜崎完戸⁶之屋敷邊ニ在之^{今崎尾⁴}

下屋敷ハ今之堅田屋敷樽屋町ニ在之と云 此寺右之通りニ
功有之故 御名代之為大壇那五人御意を以御付被成候 長栄

山と申号ハ五人之内渡辺飛驒守法号を以山号ニ用

一 萩御打入之節迄ハ国守⁷と云者住居にて 今茂其末之

子孫有之 凡此者ハ往古以来長者と呼来り 阿武
郡にて才判仕候様ニ申人茂有之 又此邊数丁作取^{ツクリ}ニ仕

只今茂少々除^{ノゾキ}有之候 直に様子尋候得ハ 下賤之土民故

【4頁】

不具候 佐方坂・中津江之氏とも皆国守か家より出候様^ニ

住吉之社人主計物語也 国守ハ聖武帝奈良御建
立之時之功者也 青木^{アキ}の前と申女官を国守某^{ナニカ}か

妻ニ被遣候由 森^{森を青柳の}と云ふ 其人之塚今之居宅之南^ニ

少々森有之 是にて年々祭事有之 其節ハ中津江
主計今権少輔といふ相勤候由物語也 正判物等紛失

去宝永之比 奈良の僧萩江下り候節 相尋龍藏寺
縁起ハ其後奈良より差下申之由 国守時代御打入之

節迄ハ 萩山邊只四拾軒計茂民家有之様ニ云傳 其記
不知 今茂国跡之穢多共萬歳樂⁷ 越唱^ヲて 元旦之曉

天ニ国守宅^テニ而舞仕廻 其後世上へ出候也

一 川嶋之善福寺 尔今指月山と云 往古之證拠無紛候 是ハ

【5頁】

前二記す

*4

*1 普門寺 山口市鴻の峯の麓、山口県山口市白石3丁目4-1に現存。大内正恒が創建した寺を延元元年(1336)に大内弘直が再建しその善提寺とした。その後、焼失再興を経て幕末文久三年(1863)四月、萩

政府が山口に移ると、大村益次郎が藩命により江戸から帰藩し、山口明倫館の改組に当たった。大村益次郎は山口ではこの普門寺を宿舍としていたが、諸生の希望によりここで兵学を教授した。当時、普門
寺塾、三兵塾と呼ばれていた。三兵とは歩兵、騎兵、砲兵のことである。

*2 大照院様 毛利秀就の法名。大照院月禪紹澄む。

*3 桑ノ山 防府市街中央の山。関ヶ原後、毛利氏は防長二州の城地を此処に定めることを第一に推したが、徳川氏これを許さず。しかし、防府(三田尻)は歴代毛利水軍の根拠地となった。

*5 国守 第45代聖武天皇の天平年間、南都大仏殿建立の際、諸国より牛や車を挑発したが、中でも長門国堀田庄から献じた白牛は肥壮拔群、工事中その先頭に立つ働きぶりが天聴に達し歡感斜めならず、完成の
後、褒賞として白牛には飼料の地を賜い、飼い主には国守の号と葵の前という女官を下されたと伝えられている。国守家は今なお現存する全国でも珍しい旧家で南明寺附近にある。(防長風土記 378頁)

*6 除 免じる。租税を免じる。

*7 萬歳樂 まんざいらく 雅楽の一。唐楽に属する平調(ひょうじょう)の曲。舞は六人または四人。めでたい文の舞として、武の舞の太平楽とともに即位礼その他の賀宴に用いる。まざいらく。

一 **御本丸**と唱申地ハ御住居故唱候哉 古き者山上ニて本丸
二ノ丸有之 今の御住所を**天守郭**と在之

一 **御繩張** 前ニも記有之 吉川様南の方ニて 東ハ二ノ宮信濃
と申傳 実否未知也 完戸家之物語ニ時打御矢倉之
堀 今ハ品々噂有之候といハ共 先祖承之候節大沼ニて 石
垣も漸築ヨリヤクと之物語有之 完戸主計殿直物語承候人実虚不知
慶安四年七月九日御家来中之武具定

一 **御本丸橋**之外ニ有之一本松ハ有倉松と云 今之有倉三郎左衛門
先祖也 法躰名我カ亡父也下三郎左衛門ノ直ニ物語を承る 此屋鋪
今之**武具方**より後ニ有之 其節無何事植置とかや
法躰名ハ隱居名と相聞也

【6頁】

一 **御本丸御門の橋**を極楽橋と云ハ不審也 実名ハ幸橋と
云 又聞ク板橋之裏ニ作事奉行井上源右衛門と有之 **觀音橋**と云々

一 藝州高田郡吉田郷正宗山洞春寺 菽ニて立候時 山口香
積寺を崩候て 其道具を以御建立之 五重の塔ハ 山口ニ
残り六ヶ數成ハし 其證ハ**大内義弘公之御木像・御位牌・**
開山像茂同前ニ有之 門之式階二年久敷有之を五七年
以来座敷江取出し莊嚴の心持ニ当住被仕**仁王**之面茂
此御寺ニ有之を先リ住 龍藏寺へ遣之 是百済国ノ細工
と云々 又**元就公之御木像**ハ宝永之比カ 石州之長安寺

*1長周叢書では『我忘之又可記之』とある。

【7頁】

と云寺より持参仕 御銀子等被遣 此等之名我忘之また
可記之イ 右之節御觸有之 参詣可仕之由

一 金城山**妙玖寺**藝州ニテ洞春寺一所ニ有之候 尔今イマニ如此立也

一 傳法山**滿願寺**院号**安養院** 聖武帝之時 藝州吉田
郷郡山ニて建立 顕宗字カ也 元就公之時 真言宗ニ相成 中興
覚秀 于時トキニ天正年中なり 菽ニて始者長府屋敷之地ニ
有之 已後今之所へ引 其子細ハ秀元公御屋敷
替之時之事なり

一 **三摩地院** 藝州ニ而江田開基之由 天和二年大火之時
類焼ニて旧記ニ不知 前々寺地今之所 滿願寺同断

一 **宮崎八幡**ハ因幡守廣元公 鎌倉鶴岡より御勸請 甲斐国
宮崎ノ庄ニ移し 廣元公四代時親公建武年中 藝州吉田ノ
郷を領し 後元就公之時 吉田郷へ勸請也

【8頁】

一 **御臺所御門**之外ニに俗傳ニ**地桑**とて茅越植置所有
之 是甚敷誤り也 年月者不知 大方綱廣公御代
成ハし 村田祖父次郎右衛門大目付仕ル 此人物語ニ 綱廣公
御代之時 離れ馬有之 此所之井へ落入取上候様に

相成兼候 其節井を埋め候事を惜候て 石蓋越被仕置
其上へ見知候様との儀にて茅を植置 万一御用之時ハ
蓋越取除候為之由物語候也

一 **塩止御門** 焼失仕と俗傳有之 此時堅田氏^{*1}安房也

蟄居^ニ候へ共 御城ニ火見へ候故 多人数罷出 濱手^ニ人数を
圓形^ニ仕 扱居候由 綱廣公遥^ニ被成御覽 是ハ安房
成へしと御尊被成 御使被遣候所^ニ 果して左之通也 其年御

【9頁】

参勤之上 被召登と云々

一 **御書院** 并 自是山際への御普請ハ追々出来候由 昔ハ
今之御書院番居之通御奥之由

一 **車寄の御門** 品々説有り 考之五位迄も 時依て車^ニ乗て
云事見へたり 義隆公^ニノ宮参詣之時 あしる車^ニに

召たりと云事有 秀次公^{*3} 伏見御出之時 五条橋にて直様
高野へ御越との御使有し時 惜紀武士の離れまし紀ハ
馬と有 此時も車也

一 **黒書院**ハ吉川監物様御時代御休息所也 為^ニ出来候

【10頁】

一 **大広間**の上段^ニなんとかまへと云事有 前方ハ東^ニこれ有
吉元公御入之時 御望にて西へ出来候 御座敷廻り張付者

鼠^ノ色にて雲母を以龍之丸の唐かみにて候所 是又同時^ニ
今の様^ニ成る

一 御城御座敷所々**火用心之張紙**有之 享保九甲辰より始る
此年殊之外付火有之 依之被仰付 尤御城下 **辻番**始る
且又 **火見** 端坊時鐘之上^ニ出来 火消之者入込罷居候

一 **御鎗之間**ニ鎗六十本被為置候事ハ寛延二巳ノ正月
十四日朝始る 表番頭大番御書院奏者記録所被召出祖式左中
番にて今度御鎗被成御懸候間皆々左様承置候様と申事也

一 **東の御門**之内東側**並木之松** **湯浅小左衛門**^{*4} 作事奉行之とき
植るといふ 然者 宝永・正徳の比か不覚

一 **御馬屋**之地越**古藏元**と云傳也 昔ハ藏元此地^ニ有之
但角之矢倉にて御用相調之由 **矢倉兩人**と云 其後**御藏元**
兩人と云 其故を以江戸ハ矢倉と申也

【11頁】

*1 堅田氏ハ堅田安房就正(萩藩当職、承応元年七月廿日から明暦三年五月一日まで)
*2 あしる車ハ牛車(ぎつしや)の一。竹または檜の網代で車箱を張り、物見を設けたもの。大臣・納言・大将の略儀遠行用、また、四位・五位・少将・侍従の常用。八葉の紋を描いたものを八葉の車、家紋を描いた者を文車
(もんぐわ)と云う。
*3 秀次公ハ豊臣秀次。
*4 湯浅小左衛門ハ

然とも 人馬入込候事六ヶ敷故 毛利殿¹ 役中今之御蔵元
出来候事

一 御城山西ノ方 倉江と地続^ニて有之 左様^ニてハ御山後
堅固^ニ無之故 其為吉川様之御馳走^ニて 堀切被仰付
候^テ 直様海へ落候様^ニ相成候得共 浅瀬故獵船之外
大船ハ往来不得仕と云 此水昔ハ御山の前へ落^ニ
之御蔵元邊より海へ流出ると云

一 時打御矢倉の太鞆ハ山口香積寺之太鞆^ニて羊の
皮^ニて張と云 其後皮改候哉 未知也

一 東之升形之内 西北之隅之下石^ニ是より南益³と有之
文字^ニ切付有之 往古石垣普請之時^ニ益田・熊谷

【12頁】

争論大事及候事³ 別^ニ書記セリ

一 三の郭 是越⁷御城内と云 今是越⁷堀内と唱ふ

一 御蔵元 昔ハ今之御馬屋之所^ニ有之 此濱邊を

菊の濱と云 又指月の下故賤か浦とも傳^ル 此邊^ニ
獵人の家居数多有之 是越⁷鶴江の濱邊又今

の渡り口の川端へ移したるゆへ 浦丁と云名有る也

一 高句麗^ケ 此字椿八幡之記^ニ有之 今萩府^ニ
高駒驪濱有之 此字可然也 善陽文集高駒驪阪象
古古墳と有之

一 東南の御門見通^シ候^テ 近年松垣被仰付也 元來
此所陰陽之繩不合^ニて如此 不合^ニテハ無之宗瑞様吉
川殿へ被仰付候ハ隠居
所成れハいか様^ニて茂不苦との御事故不合也其俚^ニて
被差置候由 夫故⁷リ不被申候

【13頁】

往古宗瑞様御代^ハ 今天樹院屋敷御隠居所^ニて 門より
少し北の方^ニ而 門前之道端より御堀の際迄南向^ニ馬

立供部屋 今東御門外に有之通^ニ而 御隠居と南の
御門との供部屋 御寺焼失之後怠^ル也 是ハ御城の風

上故 火用心之為^ニ玉江へ引寺^ニて御建立相成 此境内に宗瑞
公之御灰塚有之 此寺の門越俗言伏見御時代の門ト云

誤なり 船木住人大工弥左衛門建立 此者其時節の上手也
玉江より又引候^テ 寛延二年古跡^ニて立 柱下之石を磨石

と云々誤れり 常念寺茂同様に 是ハ木之カライシキ⁴
と云物也 天和火事已後明地^ニて被為置候殊^ハ玉江ハ御立之儀御銀子入
且又大公儀へ御位牌洞春寺へ入御座六ヶ敷 是又子細有^ル

【14頁】

一 長府屋敷 是越⁷甲州様御屋敷共唱 東向之石垣御門

*1 毛利殿 長府毛利家、毛利秀元長男光廣。又四郎、和泉守。元和二年丙辰八月朔日生。承応二癸巳七月二日没。三十八歳。
*2 是より南益 実物には『是より南益田仕口』とある。
*3 益田・熊谷争論大事及候事 萩築城時に起つた五郎太石事件のこと。
*4 カライシキ 唐居敷 門柱の下に敷き、門扉の軸受けとする石または木の厚板。

の南方拾間程の間にて 雁金・釘拔等之紋ⁱ 切付有之
 丁場²にて築申候石垣と見へたり 前方^ハ今^ノの柳沢
屋敷にて候処^三平安古より往来出来 此地^三引と云 又諸
 御門^ハ西ノ地方にて橋の上往来せし

傳云 御一乱³ 已後 秀元公御夫婦様共^三萩^江御出始^ハ
 柳沢今之屋敷 後に今之長府屋敷^江御入
 秀元公江戸へ被下候時茂^モ 御夫婦上り候 京都にて
 奥様御死去⁴

一 長府屋敷後の**蓮池** 往古埋残り^ト云々 按^{コラアズレ}之 城外敵
 付之妨^ヲに立堀成る^{ヘシ}

【15頁】

一 **岩国屋敷** 吉川監物様³之時 只今之様^三結構^三相成 御姫様³
 被為入候て 後^ニ是より^ハ御屋敷様³と惣御家中唱候様^ニと

被仰付候由

一 古日向守様⁷ 御部屋^ハ今之追廻^シ 栗屋木工³ 屋敷^ト云
 御若年之内 吉川三次郎様¹⁰と申之由 夫故御紋吉川
 氏御同様也 徳山^{古之}野上^{野上}御配地被成 毛利氏^三被為成候
 吉廣公¹¹も御幼年之内^ハ吉川千之介様と申候 右
 三次郎様御部屋を栗谷^ハ被遣 御紋所も木工直様用
 候而^テ定紋^ニ仕候

一 **梨羽頼母屋鋪**之筋^ハ蔵田町と申由 岩国屋敷^ニ
 噂有之候を聞し人有之<sup>且又春日より梨羽^ニ廻り候所^ニ石橋
 有之是を世俗三年橋と云 此</sup>

【16頁】

上^上て^上 躰^躰候て倒候^ハ三年之内^ニ死と云

*1 雁金・釘拔



雁金



釘拔

- *2 丁場 受け持ち区域を決めて普請などを請け負うこと。
- *3 御一乱 関ヶ原の戦い。
- *4 毛利秀元室 大和大納言秀長女。秀吉公之養女也。慶長一四年己酉年十一月廿九日京都にて卒す。二十二歳。法名大善院月潤宗照 京都大徳寺に葬る。牌所功山寺。
- *5 吉川監物 吉川広嘉、吉川広正嫡子。初廣佳、廣純、長松丸、左馬助、監物。元和7辛酉年七月六日萩邸生。延宝七己未年八月十六日萩邸卒。五十九歳。法号玄真院快巖如心。母毛利輝元女。
- *6 御姫様 吉川美濃守広正(廣家嗣子)の室は宗家中納言輝元の長女であった。正保元年九月十九日卒。四十五歳。
- *7 日向守様 徳山毛利家四代、毛利日向守元堯(もとたか)。初亀松、亀次郎、百次郎、元国、就久、就清。元禄十五年八月十六日生。享保六年二月十一日卒。二十歳。
- *8 追廻シ 現在の堀内折廻筋のこと。
- *9 栗屋木工 寄組栗屋木工之丞就方。文禄元年四月十日卒。行年不知。
- *10 三次郎 毛利元堯の弟、廣房のこと永井三次郎、後廣豊。享保六年辛丑四月十六日、継兄日向守元堯遺封。(日向守の幼名とあるのは誤記)
- *11 吉廣公 毛利本家。毛利吉廣。初就勝、千之助、主膳、大膳大夫、従四位下 侍従 博。延宝元年癸丑正月十三日生於江戸麻布邸 宝永四年丁亥十月十三日卒於江戸桜田邸 年三十五。法名青雲院徹山

道照

一 真如山妙悟寺 慶長九 輝元公御建立

一 両部山 後両岸山と云夫
より満願寺尊記 養学院寺号胎金寺

元就公之御時ニ立ツ 二世養泉御供仕御再興也 此地内西之
方ニ竹林有

宗瑞公御火葬場也 此屋敷数年ハ永見大藏殿^{*1} 御預り之時

御住居 実此地平安寺之地也 輝元公之御院号を以 改天樹院卜

養学院満願寺争論 已後今之江向へ新地分ル

一 金剛院 藝州吉田ニて開基也 慶長九第三世真源御供仕候

安徳之^{*2}
山号成へし 天和二之春 類焼 旧記不見

輝元公より金剛寿命経并御軍書一冊御預ケ也

一 春日 当社之付出雖有之不詳 世俗ニ云 御打入之節 豊国

大明神御建立之思召ニ候へとも 其節之世間体故不相成

俄ニ春日と轉候由 左候而 江向ニ有之春日を移し候故

彼地ニ古春日在之 社内ニ薬師尔今残り之 此堂は 此薬師一穴馬場の
下有之ト云

文明年中大内氏寄附之状在之 与三兵衛
弟也

只今之満願寺堯観僧正より四世 前国司氏より出候

僧正物語ニハ堀内春日より金剛院に有之薬師佛を

俄ニ安置被仰付 是越神躰に敬ひ候て魚物を供し

【18頁】

夫故内陳之錠鍵ハ金剛院ニ有之 用之時ハ度々
申来 彼寺より開記被申候由 度々六ヶ敷無益之事
候間 鍵越社人江相渡候由 今之社人由緒書ニ越 公儀へ
差出候ニ 更に不分明 其内ニ豊国大明神を崇めると

云事有 然者御相殿成へし 参詣之節 中ニ仕切候様ニ

簾を懸 常ハ木連格子^{*3}を仕置事 前ハ無之 吉元公

被為入御信仰已来也 春祭等有之ハ享保ニ至り 其節ニ

正一位ニ御位官也 吉廣公之御時ハ祭礼之日 鳥居西ニ

御棧敷カゝり 出御被成 尤諸人之見物 常之様ニ候事

其比迄ハ祭礼日ハ御殿左右土地より階りたり 是よりも真中

よりも上之段迄上下参り候

一 今毛利彦次郎殿^{*4}・桂・粟谷・繁沢・有地等之屋敷ニ矢倉

と称しニ階有之 何用とも不知也 俗傳云 昔ハ片側^{*5}

土手之上ニ壁并矢倉有之と也 秀就公御代 上使

之節 三ノ丸土手之上壁・矢倉ハ御用捨可然との事にて

【19頁】

*1 永見大藏殿 江戸時代に越後国高田藩で起つた御家騒動越後騒動で藩政を執っていた首席家老小栗美作と、これに敵対するお為方を称する一族重臣とが争い、延宝4年10月、將軍徳川綱吉の裁定で両派に
敵しい処分が下され、高田藩は改易となった。永見大蔵はお為方の中心人物。彼は一旦長州藩にお預けとなったが、騒ぎは収まらず、延宝6年(1781年)9月江戸に呼び出され、將軍綱吉の親裁の結果八
丈島に流罪となった。元禄14年4月5日没、在島21年。

*2 安之山口より成へし 安之山号成へしとある(長周叢書「萩古実記未定之覚」)

*3 木連格子 狐格子。妻飾りの一。格子の裏に板を張つたもの。

*4 毛利彦次郎殿 大野毛利家、毛利就頼。初政春、彦次郎、阿波守、出雲守、右京進、隠岐。

*5 片側 現在の萩市北片河町(かたかわまち)と南片河町。



矢倉を除候節 残念之事故 右の屋敷へ御立被成候由 今も此矢倉修葺之時は公銀被出とといふ 虚実不知也

【200頁】

一 大手三ツ之門へ天樹院之門作者船木住人大工弥左右衛門立也

此門多説誤也 其節門ひきしと世人云 彼者申様 土手高サ八間 是故左様相見へ候得共 追付土手折相候ハバ 格好よく可相成と也 後年ニ至り如其意也 三の惣門外を今も升形といふさも

有へし三年已来上使事堀之馬溜り又搦手はこの御

問とい江戸より問有之 吉田十郎左右衛門、被呼出 其答馬溜りハ四本松なり

搦手ハ元来無之 塩止之邊 北の方成らんと 直ニ吉田語明和

二・三の比 屋らひ越のけきく垣と成也

一 綱廣公御代末か吉就公御代初か 嶋田淡路 殿父子御当家へ御預被成候 淡路殿ハ元禄九か十か之比萩ニて死去 其子

一 徳山御落去 享保元年其夏已来同四月まで徳山御子様方御預り也 榎本織江 向 毛利伊豆殿 中屋敷 福原対馬殿 中屋敷被成御座候 百二郎様 後日向様 三次郎様 後但馬守様 御一所 御幸様 八別に被成御座候 其後徳山へ御帰被成候 14

*1 吉田十郎左右衛門 吉田七郎左右衛門とあり(長周叢書「萩古実未定之覚」)

*2 嶋田淡路 甲斐宰相徳川綱重(四代將軍家綱の弟、五代綱吉の兄)の家老。時郷。主命を軽んじた廉により寛文十年(1700)五月十五日孫助と共に毛利家へお預けになった。淡路守は元禄十年(1697)閏二月廿二日 失意の内に堀之内の屋敷で病死。宝永六年(1709)二月晦日、將軍綱吉逝去し、特赦で孫助は許され同年九月廿五日に萩を出発して帰郷した。(萩市史第一巻 1471)

*3 毛利八郎左右衛門 寄組毛利八郎左衛門匡雅。亀之助、雅案。

*4 永見大蔵 16頁注9参照。

*5 大廻り 遠回り

*6 忍ひ返し 堀などの上にとがた竹・木・鉄などを連ね立てた設備。盗賊などの忍び入りを防ぐためのもの。矢切。

*7 徳山御落去 正徳六年(六月享保に改元)四月十三日、徳山毛利飛騨守元次罪あり新庄藩戸沢上総介に預囚せらる。而して一族及び臣下は宗家吉元に預けられ、徳山領も亦宗家に還付を命ぜらる。蓋し徳山領と宗家領の農民の争いに依つてなり。吉元幕府に元次隠居の事を乞ひしも允れずして、茲に至る。江戸の徳山上下邸亦廿四日没収せらる。(「もりのしげり」386頁)

*8 榎本織江 寄組榎本元久。八十郎 齋宮 左衛門 織衛 弾正 後依命改遠江 始忠久 享保三年戊戌八月家督 為士大将在職八年 転御手廻頭役 後任老中 元文五年庚申八月遷東都行相在職七年 延享三年丙寅五月從宗廣公掃藩路而罹疾 同月十九日率 寿六十七歳

*9 毛利伊豆殿 吉敷毛利廣包。清三郎 六之助 辰之助 伊豆 外記。就直第九子 元禄元年戊辰八月四日生 元文二年丁巳四月二十三日率 五十歳

*10 福原対馬殿 永代家老福原広泰。初廣為 重次郎 雅案 対馬。元禄七年甲戌五月廿七日生 美隠岐守広俊末子 正徳四年甲午六月十九日帰福原家継廣頼遺跡 享保十年乙巳四月十一日率。三十二歳。

*11 百二郎様 毛利日向守元堯(もとたか)15頁注3参照。

*12 三次郎様 毛利広房。永井三次郎後廣豊。15頁注6参照。

*13 御幸様 徳山毛利家、毛利元次5女、辻子、元子、幸子。宗藩大夫厚狭毛利伯耆元連室。

*14 其後徳山へ御帰被成候 徳山再封は享保四年五月廿八日。此年吉元幕府に乞うて毛利元次の罪を許し、嗣子百三郎をして徳山藩を再興せしめんとす。是日幕府之を許す。是に於て高三万石の地を分与し、徳山に居らしむ。(「もりのしげり」386頁)

【21頁】

一 シオンマツ
四本松 枝葉繁茂 其形見事成所ニ 往古已来珍敷
寛保元
西ノ冬 大雪ニて枝折 後見苦敷松ニ相成事

一 **御城外東南御門**之堀端隅之方ニ扇形之様ニ植松五尺
三尺宛之木有之 元禄十年之比ニ有之 其後ハ無之
此松を取て東御門之内屏風折ニ植り 此並松新敷
見ゆる

一 **東之御門**外南の方 **松垣**元文五年ニ始

一 南御門之外 **大下馬寛延**元年始
御留守年ハ御使番御手廻
り物頭大番頭出火之節

四本松番トノ罷出る也

一 御城二ノ丸東御門より濱崎・川嶋大橋通り南の御門迄
川邊越廻り八拾九丁五十九間 但式里拾七町余也

一 **明倫館** 享保三年立 学頭小倉尚齋 額文字容衆・
明倫館之両文字 草場兵藏書ニて

門外目安箱延享三年七月廿四日始る 作事奉行

齋藤又左右衛門 大工松田勘右衛門 小工高原傳左右衛門

*1 毛利彦治郎 18頁注2参照。

*2 監物様 毛利綱廣五男元重。初昌方、長吉 監物 從四位下。為越前松平兵部大輔昌明養子之命元禄三年庚午六月四日入家 同十二年己卯六月朔日有故婦吉廣家

*3 万之介様 大野毛利家。毛利元直。実毛利監物元重(綱廣朝臣五男)男。万之助、阿波。宝永三年丙戌三月廿六日生 正徳四年甲午九月三日早世。九歳。

*4 片側 18頁注3参照。

*5 山内縫殿 寄組山内縫殿廣通。初通久、廣久、千槌、采女、伊織。延享四年十一月五日卒。六十歳。

*6 釣道 2つりみち)北片側町の小名。

【22頁】

一 **天樹院**屋敷之内ニ御灰塚有之 元来
宗瑞様御隠居ニて 御逝去後御寺建立也 前ニ
詳之

一 **毛利彦治郎**殿屋敷ハ 則 越前より被成御帰候監物様
御屋鋪なり 御実子万之介様 後阿波様 彦治郎殿家
御相続ニ付 直様御住居被成候 昔ハ渡部太郎左右衛門屋敷を
被召上候其外四屋敷被召上候

渡部ハ向の和智屋敷替地に被下候事

萩四方山限

新堀貞享四 二月十八日同有之 同廿三日證公儀人
乃美先権左右衛門被召出段々同有之 新澤ト可申由也

一 **片側御堀** 幅十四間有之 堀之端家無之 元和八年より町家
出来 其後元文四年山内縫殿 当職之時 堀を埋八間ニ
石垣出来 橋本川之井手口より水筋を付 新堀江堀続 是より

【23頁】

片側之堀へ続 此時片側の**釣道**へ壁出来 左右之家越
除く海より小船往来相成候様造り候 尤海邊へ浪打込候
故捨石夥敷 堀筋ハ橋を懸 大道出来候て 御蔵元
之方へ自由ニ往来仕候事